

令和 9 年度

篠栗町保育施設等利用案内

篠栗町教育委員会 こども育成課
092-947-1372



目次

1	保育施設等について	1
2	保育施設等の入所要件について	2
3	保育の必要性及び必要量の認定について	3
	01_子どものための教育・保育給付認定	
	02_認定の有効期間	
	03_保育認定（2号・3号認定）における「保育を必要とする事由」	
	04_保育の必要量	
4	保育の必要性の認定及び保育施設等利用申込の流れ	5
5	利用申込に必要な書類一覧	6
6	利用申込書類の提出について	7
	01_在園児の方で継続を希望する場合	
	02_年度当初（4月1日）の新規入所を希望する場合	
	03_年度途中（5月以降）の新規入所を希望する場合	
7	利用調整の結果について	8
8	保育所利用料について	9
	01_算定方法	
	02_保育所利用料表	
	03_保育所利用料の多子軽減について	
	04_副食費の免除について	
	05_契約・利用料の支払いについて	
	06_認可保育所における保育所利用料のお支払い	
	07_保育所利用料に係る注意事項	
9	保育施設等入所後の諸手続きについて	13
	01_変更の届出	
	02_退所の届出	
	03_その他の届出（保育施設等利用者現況届）	
10	育児休業中の継続入所について	14
	01_継続利用の要件	
	02_継続利用可能期間	
	03_注意事項	
11	幼児教育・保育の無償化について	15
12	Q&A（よくあるご質問）	17

1 保育施設等について

保護者が働いている、病気で療養中などの事情で、昼間、こどもの保育ができないと認められる場合に、保育の必要性に関する認定を受け、保護者に代わり保育する施設です。

※小学校の入学準備として幼児教育の場とするためや、集団生活に慣れさせるため、または下のこどもの育児に手がかかる等の理由では保育施設等を利用することはできません。

◆ 認可保育所（0～5歳）

保護者が働いている、病気で療養中など、家庭で保育できないこどもを、保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。

✓ 対象のこども … **2号認定**（3歳以上） / **3号認定**（3歳未満）

✓ 町内施設 … 栗の子保育園 / 篠栗保育園 / 勢門幼稚園 / やまのこ保育園

◆ 認定こども園（0～5歳）

就学前のこどもに関する教育・保育施設の総合的な提供を図るため、教育・保育を一体的に提供する施設です。

✓ 対象のこども … 幼稚園教育： **1号認定**（満3歳以上）

保 育 園： **2号認定**（3歳以上） / **3号認定**（3歳未満）

✓ 町内施設 … あすなろ保育園 / キッズドリーム幼稚園
和 田 幼 稚 園 / 篠栗どろんこ保育園

◆ 地域型保育（小規模保育事業）（0～2歳）

定員が6人から19人以下で、0～2歳児を対象に家庭的保育に近い環境のもとで、きめ細やかな保育活動を行う町の認可施設です。

✓ 対象のこども … **3号認定**（3歳未満）

✓ 町内施設 … 小規模保育園りんごの木

✓ 連携施設 … キッズドリーム幼稚園（小規模保育園りんごの木、卒業後）

2 保育施設等の入所要件について

保育施設の利用を申し込むためには、以下の3つの要件を全て満たす必要があります。

CHECK 1 こどもと保護者の住所（住民票）が篠栗町にあること

転入予定の場合、保育施設等の利用開始希望日の前日までに住民登録の異動手続きを行うこと（篠栗町に転入すること）を誓約することで申込みが可能です。

CHECK 2 保育対象年齢であること

各施設の定める期間を経過した月の翌月から小学校就学前までのこどもが対象です。
クラス年齢は以下の年齢表のとおりです。クラス年齢は4月1日時点の年齢で決定します。
年度途中で誕生日を迎えた場合でも、クラス年齢は変わりません。

<令和9年度クラス年齢表>

ク ラ ス	該 当 す る こ ど も	
	自	至
0歳児クラス	(令和8年) 2026年4月2日	▶▶
1歳児クラス	(令和7年) 2025年4月2日	(令和8年) 2026年4月1日生まれ
2歳児クラス	(令和6年) 2024年4月2日	(令和7年) 2025年4月1日生まれ
3歳児クラス	(令和5年) 2023年4月2日	(令和6年) 2024年4月1日生まれ
4歳児クラス	(令和4年) 2022年4月2日	(令和5年) 2023年4月1日生まれ
5歳児クラス	(令和3年) 2021年4月2日	(令和4年) 2022年4月1日生まれ

CHECK 3 ご家庭で保育ができない理由（保育の必要性）があること

保護者が働いている、病気で療養中など、保育を必要とする事由が必要です。

3 保育の必要性及び必要量の認定について

01 子どものための教育・保育給付認定

幼稚園、保育施設等の利用を希望する保護者の方は、「子どものための教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

こどもの年齢や家族の状況に応じて、次の3つのいずれかの区分に認定されます。

1号 認定 満3歳以上 教育標準時間認定 こどもが、満3歳以上で、 保育を必要とせず、教育を希望 する場合 主な利用施設 幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)	2号 認定 満3歳以上 保育認定 こどもが、満3歳以上で、 「保育を必要とする事由」に該当し、 保育所、認定こども園での保育を 希望する場合 主な利用施設 保育所 認定こども園(保育園部分)	3号 認定 満3歳未満 保育認定 こどもが、満3歳未満で、 「保育を必要とする事由」に該当し、 保育所などでの保育を希望する 場合 主な利用施設 保育所 認定こども園(保育園部分) 地域型保育事業※
---	--	--

※地域型保育事業

0歳から2歳までの乳幼児を対象とした、少人数の単位で保育を行う事業。

名 称	概 要
家 庭 的保育事業	保育者の自宅などで家庭的な雰囲気で行う
小 規 模保育事業	定員が6人以上19人以下の小規模保育施設
事業所内保育事業	企業や病院などが従業員のこどもを預かるための施設
居 宅 型保育事業	障害や疾患など、集団での保育が困難なこどもの自宅を訪問し、保育を行う

02 認定の有効期間

基本的に2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳に到達する前まで（満3歳到達時に2号認定に変更されます）ですが、「求職活動」「疾病・障がい」などの一部の事由では異なった期間が設定される場合があります。

03 保育認定（2号・3号認定）における「保育を必要とする事由」

保育所、認定こども園（保育部分）及び小規模保育の利用を希望する場合は、保育認定（2号認定もしくは3号認定）を受ける必要があります。

保育認定は、保護者のいずれもが「保育を必要とする事由」に該当する場合に認定されます。また、「保育を必要とする事由」に応じて、「保育を利用できる時間（保育必要量）」や「保育を利用できる期間（有効期間）」が決定されます。

保育を必要とする事由	有効期間	保育必要量(1日)	
		短 8時間	標準 11時間
① 就労 居宅外または居宅内で児童と離れて1か月に 64時間以上労働することを常態としていること	2号認定：小学校就学の始期に達するまで 3号認定：満3歳に達する前まで	●	●
② 妊娠・出産 妊娠中または出産後間が無いこと	出産予定日を基準とした、産前6週の属する 月の1日から、産後8週の属する月の末日まで ※5か月に満たない場合でも5か月とする。	—	●
③ 疾病・障がい 疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神 もしくは身体に障がいがあること		●	●
④ 親族の介護・看護 同居または長期入院している親族などの 介護・看護をしていること	2号認定：小学校就学の始期に達するまで 3号認定：満3歳に達する前まで	●	●
⑤ 災害復旧 震災、風水害、火災その他災害の復旧に あたっていること		●	●
⑥ 求職活動 求職活動または起業の準備を行っていること	3か月が経過する日が属する月の末日まで	●	—
⑦ 就学 卒業後、就労を目的として職業訓練校や 大学等へ通学していること	卒業（終了）予定日が属する月の末日まで	●	●
⑧ 虐待・DV 虐待やDVを受けている、またはその恐れが あること	社会的養護が必要と認められる期間	●	●
⑨ 育児休業 育児休業取得時に既に保育を利用している こどもがいて、休業中も継続利用することが 必要と認められること	新しく生まれたこどもが満1歳に達する日の 属する月の末日まで	●	—

04 保育の必要量

認定区分※1	保育必要量 (利用可能時間／1日)	認定基準	保育時間※2
保育標準時間	最大 11 時間	月 120 時間以上の就労等	7:00～18:00
保育短時間	最大 8 時間	求職中や 月 64 時間以上 120 時間未満の就労等	8:30～16:30

※1 「保育標準時間」認定の場合、「保育短時間」認定の希望も可能です。

※2 町外保育施設等を利用される場合、保育時間が異なる場合があります。

4 保育の必要性の認定及び保育施設等利用申込の流れ

01 給付認定申請・保育施設等利用申込

※保育所・認定こども園などの保育を希望する場合

【提出書類】

- ◆ 教育・保育給付認定申請書(現況届) 兼 保育施設等利用申込書
- ◆ 別途必要書類 ▶▶ 5 利用申込に必要な書類一覧



02 給付認定の決定

提出された書類を審査し、保護者の状況から保育を必要とする事由の確認

審査の結果、**2号認定(満3歳以上)**・**3号認定(満3歳未満)** のいずれかを決定します。

※認定は保育施設等への入所を決定するものではありません。



03 利用調整

入所申込・希望状況に応じ、保育の必要性の程度を踏まえ、施設入所を利用調整(選考)

- ◆ 町外保育施設等を入所希望の場合は、それぞれの自治体で利用調整を行います。
- ◆ 入所対象となる場合には、入所前面接等の連絡をします。



04 利用調整結果の通知

入所承諾書もしくは入所保留通知書の通知

教育・保育給付認定証も併せて交付します。



05 保育所利用料の算定

入所承諾対象者(0・1・2歳児クラスのみ)の保育所利用料を算定・通知

3・4・5歳児については無償です。副食費※が免除となる場合は、別途結果を通知します。

※副食費 ▶▶ 給食費の内、ごはんやパンなどの主食を除いたおかず、おやつ、牛乳、お茶などに係る費用

5 利用申込に必要な書類一覧

以下の書類をこども育成課へ提出してください。書類に不備がある場合や書類が不足する場合は受付できませんので、ご注意ください。

区 分	必 要 書 類
全ての方共通	◆ 教育・保育給付認定申請書(現況届) 兼 保育施設等利用申込書 ◆ 申込についての承諾書 ◆ 児童の状況調査票（在園児は不要） ◆ マイナンバー（個人番号）申告書※¹（在園児は不要） ◆ 保育を必要とすることを証明する書類※²
状況に応じて必要となる書類	
転入予定の方	転入誓約書
ひとり親家庭の方	児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療証、戸籍謄本の写し
障がいをお持ちの方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
生活保護を受給の方	生活保護受給証明書の写し
その他	状況により追加書類の提出が必要

※¹ マイナンバー（個人番号）申告書

申告書を提出する際に、保護者（提出者）の①マイナンバー確認と②本人確認を行いますので、必ずご持参下さい。

①マイナンバー（個人番号）確認書類

◆ マイナンバー（個人番号）カード

◆ 通知カード

◆ 住民票（マイナンバー記載）

※²本人確認資料不要



②本人確認書類

【顔写真付き身分証明書】 ※いずれか1点で確認

- ◆ 運転免許証
- ◆ 住民基本台帳カード
- ◆ 精神障害者保健福祉手帳
- ◆ パスポート
- ◆ 身体障害者手帳
- ◆ 在留カード又は特別永住者証明書
- ◆ 療育手帳
- ◆ その他官公庁が発行した顔写真付きのもの

【その他本人確認書類】 ※いずれか2点で確認

- ◆ 年金手帳
- ◆ 健康保険被保険者証
- ◆ 介護保険被保険者証
- ◆ 学生証
- ◆ 児童扶養手当証書
- ◆ 特別児童扶養手当証書
- ◆ その他官公庁から発行された書類で、氏名・生年月日・住所の記載があるもの

※2 保育を必要とすることを証明する書類

保育を必要とする事由によって必要書類が異なります。下表を確認し、必要書類を提出してください。

保育を必要とする事由	必 要 書 類
① 就労	会社員の場合 ▶ 就労証明書 自営業の場合 ▶ 開業届など事業を証明する書類の写し 内 職 の 場 合 ▶ 内職申出書
② 妊娠・出産	母子手帳（出産予定日のわかるもの）の写し
③ 疾病・障がい	疾 病 の 場 合 ▶ 診断書 障がいの場合 ▶ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
④ 親族の介護・看護	◆ 介護（看護）申立書 ◆ 介護（看護）を受ける方の証明（認定通知や診断書）
⑤ 災害復旧	罹災証明など
⑥ 求職活動	就労誓約書
⑦ 就学	在学（予定）証明書
⑧ 虐待・DV	公的機関が発行する証明書 ※詳しくは窓口にご相談ください。
⑨ 育児休業	就労証明書（復職予定日が記載されたもの）

※状況により追加の書類の提出が必要な場合があります。

※内職に従事している方、介護（看護）されている方については別途スケジュール表を作成のうえ、提出してください。

※保育を必要とすることを証明する書類の様式については、町ホームページに掲載していますので、各自でダウンロードして作成することができます。

6 利用申込書類の提出について

01 在園児の方で継続を希望する場合

提 出 期 限 令和 8 年 10 月 30 日（金）まで

提 出 先 町内の保育施設等に在籍 ▶ 在籍している施設

町外の保育施設等に在籍 ▶ こども育成課（役場 10 番窓口）

※町内の保育施設等に在籍している方であっても、以下に該当する場合は、施設での受付はできません。こども育成課に直接お申込みください。

④ 園を希望する場合（新規申込み扱いといたします）

⑤ ようだい児の追加入所希望がある場合

⑥ 書類不備の場合及び提出期限を超過する場合

※申込書類については、前年度の状況で一式を準備しております。

変更がある場合は、施設から必要書類をお受け取りいただくか、町ホームページからダウンロードできます。

02 年度当初（4月1日）の新規入所を希望する場合

受付期間 令和8年11月2日（月）から11月20日（金）まで ※土日祝日を除く

受付時間 8時30分から17時まで

提出先 こども育成課（役場10番窓口）

注意事項 ◆書類不備の場合や郵送での提出は受付できません。
◆受付期間以降の提出は、5月以降の途中入所として受付いたします。

03 年度途中（5月以降）の新規入所を希望する場合

申込書類の配布及び申込受付はこども育成課（役場10番窓口）で行います。

各利用開始希望日の前月5日までに申込書類の提出が必要です。

※利用開始希望日の前月5日が土・日・祝日の場合は、翌開庁日が提出期限となります。

入所日	提出期限	入所日	提出期限
4月1日	令和8年11月20日（金）	10月1日	令和9年9月6日（月）
5月1日	令和9年4月5日（月）	11月1日	令和9年10月5日（火）
6月1日	令和9年5月6日（木）	12月1日	令和9年11月5日（金）
7月1日	令和9年6月7日（月）	1月1日	令和9年12月6日（月）
8月1日	令和9年7月5日（月）	2月1日	令和10年1月5日（水）
9月1日	令和9年8月5日（木）	3月1日	令和10年2月7日（月）

7 利用調整の結果について

保護者の保育を必要とする程度を確認し、篠栗町保育の運用基準（家庭状況や保護者の就労状況等）に応じて優先順位を公平に審査し、入所利用調整を行います。入所希望が多数あり、施設の定員を超える場合は、入所保留となることもあります。

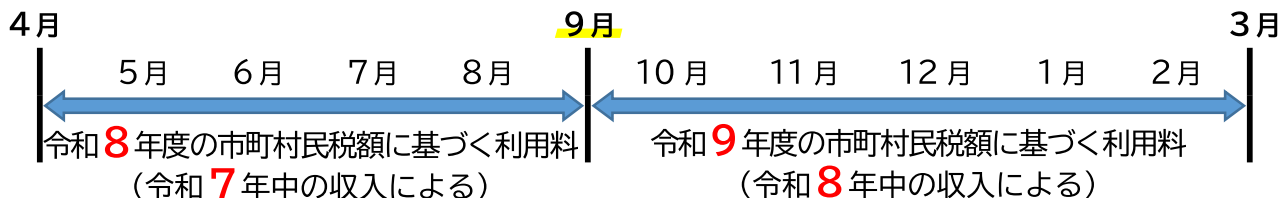
※町ホームページ ▶ 篠栗町保育施設等利用調整指数表

8 保育所利用料について

01 算定方法

保育所利用料は、こどもの保護者の市町村民税所得割額をもとに算定します。
毎年9月に市町村民税の年度切替を行い、それに伴い利用料の見直しを行います。

<令和9年度の切替時期>



02 保育所利用料表

階 層 区 分	標 準 時 間	短 時 間
	3号認定 (0・1・2 歳児)	3号認定 (0・1・2 歳児)
第1 生活保護受給世帯	0 円	0 円
第2 市町村民税非課税世帯	0 円	0 円
第3 所得割額 48,600 円未満	19,500 円	19,300 円
第4 所得割額 97,000 円未満	30,000 円	29,600 円
第5 所得割額 169,000 円未満	44,500 円	43,900 円
第6 所得割額 301,000 円未満	61,000 円	60,100 円
第7 所得割額 397,000 円未満	80,000 円	78,800 円
第8 所得割額 397,000 円以上	82,500 円	81,100 円

03 保育所利用料の多子軽減について

生計を同一にするこどもが複数いる場合、保育料が軽減される場合があります。

◆ 第2子のこども

▶▶ 第1子と同時に保育施設等に通所している場合、**半額**となります。

※第1子が小学生以上の場合、第2子を**第1子**とみなします。

例① 第1子、第2子共に保育所を利用

▶▶ **第2子判定【半額】**

例② 第1子は小学1年生、第2子は保育所を利用

▶▶ **第1子判定【全額負担】**

◆ 第3子以降のこども

▶▶ 第1子、第2子の年齢に関わらず、最年長から順にカウントし、**無料**となります。

※利用料計算における町民税所得割額が57,700円未満（母子世帯等の場合は77,101円未満）の世帯については、多子軽減における保育施設等の通所要件及びきょうだい児の年齢制限はありません。

04 副食費の免除について

3歳～5歳児の保育所利用料は無償化となっていますが、利用施設毎に設定する、通園送迎費・給食費・行事費などの実費徴収の費用は保護者が負担するものとなります。

※給食費のうちの副食費については、以下に該当するこどもの場合は副食費免除の対象となります。

CASE 1 年収360万円未満相当世帯のこども

CASE 2 認定こども園（1号認定）の場合

▶▶ 小学校3年生までの範囲内で上から3番目以降のこども

3歳	4歳	5歳	小 学 校			
			1年生	2年生	3年生	4年生～
第3子 免 除		第2子 負 担			第1子	対 象 外

CASE 3 保育所・認定こども園（2号認定）の場合

▶▶ 小学校就学前の範囲内で上から3番目以降のこども

3歳	4歳	5歳	小 学 校			
			1年生	2年生	3年生	4年生～
第4子 免 除	第3子 負 担	第2子 負 担	対 象 外			第1子

05 契約・利用料の支払いについて

利用施設により契約と利用料の支払先は以下のとおりです。

※施設での利用料等の支払方法は施設毎に異なるため、入所後に確認してください。

施設種類	町内施設	契約先 利用料支払先
認可保育所	栗の子保育園	篠栗町
	篠栗保育園	
	勢門幼児園	
	やまのこ保育園	
認定こども園	あすなろ保育園	施設
	キッズドリーム幼児園	
	和田幼稚園	
	篠栗どろんこ保育園	
地域型保育 (小規模保育事業)	小規模保育園りんごの木	施設

06 認可保育所における保育所利用料の支払い

当月分の利用料は毎月、月末（土・日・祝日の場合は、翌営業日）に口座引落としとなります。

必ず期限内に納入ください。

納期限までに納入いただけない場合には、督促状や催告書の発送、児童手当の特別徴収（申出徴収）を行うことがあります。

年度を超えて利用料の滞納が発生した場合は、収納課へ徴収事務を移管し、地方税の滞納処分もしくは裁判所を通じた強制執行の手続き（預金債権や給料債権等を差し押さえ、強制徴収により滞納料金等に換価充当する）の例により、現年分も含めた利用料の処分を行うことがあります。

- ③ 歳児クラス以上の利用料は無償化ですが、副食費徴収免除の判定のため、利用料の算定を行います。
- ① 利用料の算定には、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除、外国税額控除等は控除しません。
- ② 源泉移譲により、平成 30 年度から政令指定都市のみ、市町村民税の税率が 6 % から 8 % に変更されていますが、保育所利用料の算定においては、従前の 6 % を適用します。
- ④ 算定基準年度の 1 月 1 日時点で篠栗町に住民票がない場合、住民票のあった市町村に課税情報を確認する必要があります。ご提出いただくマイナンバーを利用して篠栗町で確認しますが、取得したデータで利用料の算定ができない場合、申込者本人に算定基準年度の市町村民税課税証明書を直接ご提出いただきます。
- ⑤ ひとり親と認定される世帯又は世帯員が障害者手帳等を所持している世帯等において、第 2・3・4 階層区分に該当される世帯は、減額が適用される場合があります。詳細はお問い合わせください。
- ⑥ 家計の主宰者については、原則として、両親世帯（父母ともいる世帯）においては父母、ひとり親世帯（母子、父子家庭）においては父又は母とします。
ただし、父母の収入金額の合算額（ひとり親世帯の場合は父又は母の収入額）が **103 万円未満** の場合は、こどもと生計を一にしている（同住所地である）父母以外の扶養義務者のうち、収入金額が最多の者を家計の主宰者とし、父母と家計の主宰者の所得割額の合算額で保育所利用料を算定します。
また、こどもを健康保険等の扶養としているか、家計の主宰者として認定することが適当であるか等も申込書類により精査し決定します。
- ⑦ 市町村・県民税が未申告のままの場合は、利用料を最高額算定とします。未申告の方は早急に申告することをお勧めします。
- ⑧ 海外赴任などで日本に住所がなかった世帯は、算定基準年度の国外での総収入がわかる書類、及び国内での所得があった場合は、その所得についての書類も併せてご提出ください。

9 保育施設等入所後の諸手続きについて

01 変更の届出

次のような変更が生じた場合は、「教育・保育給付認定申請書(現況届) 兼 保育施設等利用申込内容変更届」をこども育成課へ速やかに届出ください。届出後に保育時間や利用料等が変更となるのは、翌月1日から適用されます。

保育を必要とする事由に関する変更

- ◆ 保護者等の就労状況の変更（就労先・就労時間等・契約期間の更新・延長など）
 - ▶▶ 変更後の就労証明書を併せてご提出ください。
- ◆ 保護者が離職し、求職活動を行う場合
 - ▶▶ 就労誓約書を併せてご提出ください。
※求職活動での入所可能期間は3か月、保育時間は短時間認定となります。毎月、求職活動報告書を提出する必要があります。最終月の20日までに就労予定等要件がない場合には、退所となります。
- ◆ 保護者が妊娠した場合
 - ▶▶ 母子手帳等の出産予定日がわかる書類を併せてご提出ください。
※産前産後の期間設定は、母子手帳により確認します。詳細はお問い合わせください。

世帯の状況に関する変更

- ◆ 世帯状況の変更（保護者の婚姻・離婚・出産・同居家族の死亡など）
 - ▶▶ 保護者の婚姻・離婚があった場合は戸籍謄本等（写し）を併せてご提出ください。
- ◆ 住所変更（転居）
 - ▶▶ 添付書類は不要です。
- ◆ 生活保護受給世帯・ひとり親世帯・障害者等の要件に該当となった場合及び非該当となった場合
 - ▶▶ 利用料が変更となる場合がありますので、受給者証や手帳等を併せてご提出ください。

02 退所の届出

次のような場合は、退所となります。

保育施設等退所届を退所日の10日前までに役場こども育成課へ届出ください。

- ◆ 町外に住所を変更（転出）する場合
- ◆ 家庭保育が可能となった場合（離職・求職活動期限切れ・産後休暇後育児休業取得※等）
※産後休暇後育児休業を取得する場合においても、継続してご利用できる場合があります。
詳細は、「10 育児休業中の継続入所について」をご確認ください。

03 その他の届出（保育施設等利用者現況届）

引き続き保育を必要とする状況にあるかを確認するため、全ての利用世帯に対し、原則年1回、保育を必要とする証明書（就労証明書等）をご提出いただきます。詳細は改めて通知いたします。

10 育児休業中の継続入所について

原則、育児休業中は、ご家庭での保育が可能であると判断し、保育の必要性が認められず、継続して保育施設のご利用はできません。しかし、保護者からの申し出により、児童福祉※の観点から保育の必要性があると認める場合、年齢に関わらず、継続して保育施設をご利用できます。

申し出にあたっては次の継続利用の要件を全て満たす必要があります。

※児童福祉 ▶▶ 集団保育の必要性・発達上の環境の変化等、こどもの生活リズムやお友達との関わり

01 継続利用の要件

CHECK 1 在園児であること

保育施設を利用していること

CHECK 2 復職予定であること

出産日から1年以内に今の職場へ復帰する予定があること

※育児休業中に退職・転職した場合は継続してご利用はできません。

CHECK 3 就労証明書（復職予定日が記載されたもの）を提出すること

期限※までに申立書と併せて提出すること

※認定要件「妊娠・出産」の有効期間が満了になる前月の20日（20日が土・日・祝日の場合は翌開庁日）まで

02 継続利用可能期間

新しく生まれたこどもが1歳を迎える月の末日までご利用できます。

※新しく生まれたこどもの保育施設の入所申込をしているが、定員超過等により入所待機状態で、育児休業の期間を延長する場合は、そのこどもが1歳6か月（最長で2歳）になる月の月末まで延長可能です。

03 注意事項

◆ 保育時間は「短時間認定」となります。

◆ 以下のご利用はできません。

✕ 延長保育 ✕ 土曜保育 ✕ 大雨や台風などの警報発令時 ✕ その他、園が指定する日

11 幼児教育・保育の無償化について

令和元年5月に交付された「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」に基づき、令和元年10月1日から、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳児クラスから5歳児クラスまでのこどもと、住民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスまでのこどもの利用料が無償化となりました。

CASE 1 幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育（小規模保育事業）をご利用の方

- ◆ 3歳の誕生日を迎えた次の4月以降が無償化の対象となります。
- ◆ 幼稚園や認定こども園の幼稚園部分については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化の対象となります。
- ◆ 通園送迎、行事費、給食費など、各施設で利用料と別に実費徴収する費用は、無償化の対象外です。引き続き保護者の方にご負担いただきます。
- ◆ 「子どものための教育・保育給付認定（1号認定・2号認定・3号認定）」を受ける必要があります。
 - ▶▶ 3 保育の必要性及び必要量の認定について ▶▶ (1) 子どものための教育・保育給付認定

CASE 2 私立幼稚園（新制度未移行の幼稚園※1）をご利用の方

- ◆ 月額 25,700 円※2を上限に利用料が無償となります。
- ◆ 「子育てのための施設等利用給付認定（新1号認定）」を受ける必要があります。
- ※1 私立幼稚園には、運営形態を平成27年4月にスタートした「子ども・子育て支援新制度」に移行した施設と、これまでの運営形態を継続した施設（新制度未移行の幼稚園）があります。どちらの形態で運営している施設であるかについては、通園されている幼稚園にご確認ください。
- ※2 令和8年10月分から 28,000 円に上限額を変更します。

CASE 3 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育をご利用の方

- ◆ 保護者の仕事や病気などの理由（認可保育所への入所と同様の基準）で、保育の必要性があると認められる場合、無償化の対象となります。
- ◆ 「子育てのための施設等利用給付認定（新2号認定又は新3号認定）」を受ける必要があります。

CASE 4 認可外保育施設等をご利用の方 （一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も対象）

- ◆ 保護者の仕事や病気などの理由（認可保育所への入所と同様の基準）で、保育の必要性があると認められる場合、無償化の対象となります。
- ◆ 「子育てのための施設等利用給付認定（新2号認定又は新3号認定）」を受ける必要があります。

子育てのための施設等利用給付認定

新1号 認定

新制度未移行の幼稚園に所属(予定)のこどもで、保護者が就労等の保育要件に該当しない方
※新2号・新3号以外

主な利用施設

新制度未移行の幼稚園

新2号 認定

- ◆ 幼稚園・認定こども園(1号教育認定)の3・4・5歳児クラスに所属(予定)のこどもで、保護者の仕事や病気など、保育の必要な事由により、預かり保育を希望する方
- ◆ 認可外保育施設の3・4・5歳児クラスに所属(予定)のこどもで、保護者の仕事や病気など、保育の必要な事由に該当する方

主な利用施設

幼稚園
認定こども園(幼稚園部分)

認可外保育所(届出保育所)

新3号 認定

- ◆ 幼稚園・認定こども園(1号教育認定)に満3歳児入園(予定)のこどもで、住民税非課税世帯であり、保護者の仕事や病気など、保育の必要な事由により、預かり保育を希望する方
- ◆ 認可外保育施設の0・1・2歳児クラスに所属(予定)のこどもで、住民税非課税世帯であり、保護者の仕事や病気など、保育の必要な事由に該当する方

主な利用施設

幼稚園
認定こども園(幼稚園部分)

認可外保育所(届出保育所)

※認定に係る手続きについては、こども育成課までお問い合わせください。

Q

給食等においてアレルギー食の対応はしてもらえるのでしょうか？

A

アレルギー食の対応はしていますが、施設によって対応の仕方が異なります。
申込前に見学やお問い合わせしていただき、対応方針を確認したうえでお申し込みください。

Q

ならし保育というのはどういうものですか？

A

入所したばかりのこどもが負担なく新しい環境に慣れていけるよう、少しずつ保育時間を増やしていく期間のことです。入所施設の方針やお子さんの年齢、保育状況により、ならし保育期間は個々に異なることもあります。入所開始日以降から行うもので、通常の月額利用料が発生します。

Q

保育施設等利用申込書の利用希望施設順位欄は、全て記入する必要がありますか？

A

申込書には、第9希望までの順位を記入する欄がありますが、
全てを記入する必要はありません。順位記入にある施設に入所の意思があるものとして利用調整を行います。また、施設の利用調整において第1希望のみ記入の方と
その他希望園を記入の方とでの優劣はありません。

Q

仕事の都合などでお迎えの時間に間に合わないときはどうすればいいですか？

A

延長保育という制度が利用できます。延長保育とは、施設の定める通常保育時間や
短時間保育時間の範囲外で保育を必要とされる場合にご利用いただく制度です。
保育所利用料とは別に延長保育料が発生します。
※短時間保育・延長保育の時間帯・料金は各施設により設定されます。
詳細は施設にご確認ください。

Q

町外に転出します。その場合退所になりますか？

A

入所後に町外に転出される場合、転出日の属する月末まで入所可能ですが、
翌月は退所となります。また、利用承諾により入所施設が内定していたとしても、
転出の時点で内定は取消しとなります。

Q

産前・産後期間でも申込みできますか？

A

産前産後期間であっても申込み可能です。入所期間は、出産予定日を基準日として、
決定します。詳細はお問い合わせください。

Q これから就職したい場合でも、申込みできますか？

A 求職活動での入所申込は、就労誓約書（入所後に3か月間で就労することをご誓約いただくもの）を添付してお申し込みください。求職活動期間中の保育時間は短時間認定となります。

入所後は各月の求職活動報告書を提出していただき、最終月の20日までに、勤務予定等要件がない場合には、退所となります。

Q 育児休業中も新規で申込みできますか？

A 申込みできます。育児休業等からの復職予定の場合は、ならし保育の必要もあるため、復職予定月の前月から入所が可能です。ただし、復職予定日が明記されている就労証明書の提出が必要です。

（例）4月1日復職予定の場合 ▶▶ 入所可能月：3月以降

※4月は新年度となりますので、新年度分の申込みも必要です。

Q どの希望園にも内定しなかった場合はどうなりますか？

A 保留となり、年度末（3月入所分）まで、毎月調整を行います。

◆ 再度申請書を提出する必要はありませんが、希望園・家族の状況等に変更があった場合は、こども育成課へご連絡ください。

◆ 保留となった初月は「保留通知書」を送付しますが、さらに翌月も保留となる場合は、通知文書の送付はありません。保留を証明する書類が必要な場合は、こども育成課窓口までお越しください。

Q 申込みは早く提出した方が有利ですか？

A 申込みのタイミングによって、有利・不利になることはありません。

「篠栗町保育施設等利用調整指数表」に則って利用調整いたします。

Q 9時から17時までの勤務で、昼休みが1時間あります。何時間の就労になりますか？

A 勤務時間には休憩時間も含まれますので、8時間の就労となります。

また、往復の通勤時間も含まれますので、就労証明書下部の通勤時間も忘れず記載した上でご提出ください。